

## 4 受動喫煙防止に関する取組状況

### (1) 調布市受動喫煙防止条例（令和元年7月1日施行）の概要

#### ア 禁煙区域の設定

- ・駅前広場や駅周辺の路上（路上等喫煙禁止区域）（右地図参照）
- ・学校、児童福祉施設等に隣接する路上
- ・市の施設・公園・広場

#### イ 子どもへの取組

通学路では子どもに配慮

#### ウ 啓発・教育の推進

#### エ 市民・事業者の責務

受動喫煙防止に努める（努力義務）

### (2) 課題

#### 条例の周知状況

条例を知らない人が約4割いる

Q) 調布市受動喫煙防止条例を知っていますか。

内容を含めて知っている	8.7%
知っている	40.8%
知らない	47.9%
無効回答	2.6%

※調布市市民意識調査令和3年度版（調査期間：R4.2.4～R4.2.21）



### (3) 市の取組

#### ア 条例の周知

- ・路上の表示（路上等喫煙禁止区域や通学路）
- ・広報活動（ポスター・テレビ・ホームページ・ツイッター・市報）
- ・受動喫煙防止のチラシの全戸配布  
（市の条例，東京都の条例，その他受動喫煙防止に関する情報を調布市内の全戸に配布）
- ・喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーン（周知活動・清掃活動）
- ・パトロール（各駅で通勤時間帯に巡視）

#### イ 子どもへの取組

- ・小学校高学年・中学3年生への喫煙に関する知識や喫煙防止に関する学習
- ・NPO法人団体の「防煙教室」の実施（市立小・中学校が参加）

#### ウ 禁煙相談の実施

医師による禁煙相談（年1～2回実施）

（医師による問診・相談を行い，相談者の健康状態に合った禁煙方法について提案）

	相談者数	実施回数
令和元年度	3人	2回
令和2年度	1人	1回
令和3年度	4人	2回

#### エ 路上等における受動喫煙についての個別相談・対応

苦情等がある店舗等に，直接訪問し協力を依頼

【よくある苦情】

- ・店舗の外の喫煙所から煙が流れてくる。
- ・マンションの隣の部屋や階段などから，煙が部屋に入ってくる。
- ・タバコを吸う場所が少なくなって来ている。

#### オ その他

調布市受動喫煙等に関する庁内連絡会（市役所の関係各課が参加）の開催